

令和3年度
海南市創業事業（創業サポート事業）補助金
募集要領

問い合わせ先 海南市役所産業振興課
073-483-8460 sangyosinko@city.kainan.lg.jp

令和3年4月1日
海南市

1. 目的

海南省において創業を行う者に対し、その経費の一部を補助することにより、本市における事業活動を促進し、地域経済の活性化及び雇用の場の創出に資することを目的とします。

2. 補助対象事業

市内に新たに事業所等を開設する事業（事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。）で、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- (1) 表1（補助対象外となる業種）に定める業種に該当しないこと。
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- (4) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (5) 国、県、公益法人等が交付する補助金等の対象事業でないこと。
- (6) 法人が行う事業にあつては、新たに設立する法人の資本金の額が2,000万円を超えないこと。
- (7) 補助金の交付決定後に開始し、当該年度内に完了する事業であること。

3. 補助対象者

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、次のすべての要件をみたす必要があります。
 - (ア) 市内に事業所を設置する予定の者。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。
 - (イ) 適切な事業計画を有していることについての海南商工会議所又は下津町商工会の確認を得ている者。
 - (ウ) 海南省創業支援事業計画に基づく創業セミナーを修了した者又は修了する予定である者。
 - (エ) 日本政策金融公庫の新創業融資制度その他の創業に関する融資を活用する者又は活用する予定である者。
 - (オ) 市税の滞納がない者。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者になることができません。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者。
 - (イ) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体。
 - (ウ) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体。
 - (エ) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者。

表1（補助対象外となる業種）

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
娯楽業、サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓幹旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教
政治・経済・文化団体

4. 補助限度額及び補助率等

- (1) 補助限度額 100万円
※ただし、予算の範囲内となります。
- (2) 補助率 2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）
- (3) 補助対象期間 交付決定日から令和4年3月末日

5. 申請締切

令和3年12月28日(火) ※随時募集。ただし、予算が無くなり次第受付を終了します。

6. 事業（手続き）の流れ



※事業完了とは、創業の日を指します。

7. 申込み時の提出書類

補助事業の申請をしようとする事業者は期限までに次の書類を提出してください。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 創業サポート事業計画書（様式第6号）
- 海南商工会議所又は下津町商工会の確認書（様式第7号）
- 収支予算書
- 市税の完納証明書（最新のもの）
- 誓約書
- 対象経費の見積書等の金額がわかるもの

8.補助対象経費

費目	対象経費例	対象外経費例
事業所等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の賃借料 (創業までの最大6か月分) <p>※住宅兼事業所の場合は、事業所部分のみが対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 ・火災保険料、地震保険料 ・事業者本人又は法人代表者の三親等以内の親族が所有する不動産等に係る事業所借入費 ・共益費
事業所等予定物件の改修・改装に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の内装、外装、付帯設備工事費 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者による施工でないもの
設備購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等に取り付けられる機器類の調達費用（汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。） <p>※補助事業終了後も5年、又は耐用年数を迎えるまではその処分等について市への承認手続きを行う必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産購入費 ・車両の購入費 ・事務用のパソコン ・テレビ ・文房具などの消耗品
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・開業、会社設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請書類作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用 ・ダイレクトメールの郵送料、メール便などの実費 ・ホームページ作成費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他創業に必要な費用 	

※補助対象経費は市内の事業者に支出したものとします。ただし、市内で調達できないもの等についてはこの限りではありません。

9.その他留意事項

- ・補助金の交付を受けた補助事業者が補助事業完了後5年未満で廃業又は事業所等を市外へ移転する場合には、補助金を全額返還する必要があります。
- ・複数年度にわたる計画については補助対象となりません。必ず年度内に完了する計画としてください。
- ・経費の計上は、交付決定日以降に発注したもので、事業期間内に発生した経費が対象になります。
- ・事業内容又は経費の配分に変更がある場合、もしくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受ける必要があります。なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。
- ・補助事業完了後5年未満で補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものは、この限りではありません。

【お問い合わせ】

海南市役所産業振興課

TEL : 073-483-8460 FAX : 073-483-8466

Mail : sangyosinko@city.kainan.lg.jp